

8-1

no 4/2

第10

正しい協同活動を育てるために
— 第10回婦人週間実施のしおり —

労働省婦人少年局
佐賀婦人少年室

はしがき

この手引は、第十回婦人週間の主旨と、その運動方針を解説して、この行事を徹底するための参考に供するものであります。

昭和三十三年三月

労働省婦人少年局

—目次—

一、婦人週間の意義……………	一
二、第十回婦人週間の構想……………	一
(一) 目標について……………	一
(二) スローガンについて……………	二
(三) 行事の運営について……………	二
三、本週間の運動方針……………	三
四、第十回婦人週間の主旨(目標の内容)……………	三
(一) 協同活動について……………	三
(二) 日本社会における協同活動……………	六
(三) 正しい協同活動を育てるために……………	八
付	
(一) 協同活動のためのプログラムの参考例……………	一一
(二) 第十回婦人週間実施要綱……………	一二
(三) 前回までの目標及びスローガン……………	一四
(四) 第六回全国婦人会議開催要領……………	一五

婦人週間実施のしおり

一、婦人週間の意義

婦人の地位の向上は、戦後の日本社会において行われた、最も大きな変革の一つと考えられますが、この新しい婦人の地位を決定的に確立したのは、婦人参政権の獲得であります。すなわち、参政権を通じて婦人は政治に参加し、婦人の地位の向上のためのよりよい立法、よりよい行政を促進することができるようです。

この婦人参政権がはじめて行使されたのは、昭和二十一年四月十日に行われた第二十二回衆議院議員選挙のときです。この日こそ、先覚的な婦人たちの永年の宿望が達成された日であり、日本が近代国家としての出発を内外に示した日であるということができましよう。

この日を記念して、四月十日を国の祝祭日に加えたいという運動が、民間の婦人団体の間に起りましたが、労働者ではこれにこたえる意味もあつて、四月十日からの一週間を「婦人週間」と呼称し、昭和二十四年以来、毎年婦人の地位の実質的な向上のための運動を主唱してきました。本年は第十回目にあたります。

二、第十回 婦人週間の構想

(一) 目標について

婦人の力を役立たせる

——正しい協同活動を通して——

労働省では、例年の婦人週間にあつて、特定の問題を選んで、週間の運動目標としています。第一回から第七回までは、婦人自身の成長とすることに重点をおいて目標を定めました(別項「婦人週間の目標」参照)第八回以来、一歩すすめて婦人の力を役立たせることを目標としております。すなわち婦人の地位は、婦人がそのもっている力を他におよぼして周囲をよりよく改善していくという実践を通して確立されると考えられ、また、婦人の地位の実質的な向上と社会の進歩発展とは相関関係にあり、婦人が社会の発展に貢献することは、婦人の地位を高める

ための社会的な条件の整備をうながすことになると考えられるので、婦人のもつ力を実生活において役立たせることによつて、婦人の地位の一層の向上をはかろうとするものです。

前二回の婦人週間においては、婦人の力を役立たせる場を強調しましたが、今回は役立たせるための方法として「協同活動」をとりあげました。すなわち、婦人が個人々々で努力をするだけでなく、個々の力をあわせて、家庭の機能の強化、経済生活の安定、社会福祉の増進等のために貢献するよううながすものです。（この目標の内容についてはあとにのべます）

また、この協同活動が社会的良心と民主的ルールにもとづくものであつてはいいという意味から、とくに「正しい」協同活動と表現しました。

なお、週間の目標の選定にあつては、例年通り、全国的に団体や個人にアンケートを出して各方面の意向を参考にしましたが、過去五回の全国婦人会議においても、しばしば「みんなで協力しなければならぬ」ということがいわれ、また昨年度の目標に「話しあい」を含めていましたので、その意味で、今回「協同活動」をとりあげることは、今までの運動への積みかさねになると考えます。

（二）スローガンについて

育てましょう 正しい協同活動

スローガンには、婦人の力を役立たせるための方法として今回とくに強調する「正しい協同活動を育てる」という点をうち出しました。

なお、このスローガンはあくまでも労働省としてのスローガンであつて、協力機関がそれぞれの立場から独自のスローガンをもうけられることを阻むものではありません。

（三）行事の運営について

婦人週間には、例年各関係官公庁はもとより民間の婦人団体、青年団体、労働組合、報道機関などが協力されて、全国的に多彩な行事が展開されますが、すでに九回にわたる実施によつて婦人週間はひろく一般に普及し、各機関が年例行事としてそれぞれの立場で実施される段階にな

つています。

それで、労働省として、本週間の目標や運動方針を明らかにして各機関に協力を依頼いたしました。が、協力機関で実施される行事の運営については、各機関の機能に応じた自主的な動きにまづことを原則としております。

三、本週間の運動方針

労働省では、中央および地方の出先機関を通じて本週間の運動を展開しますが、その運動の重点とするところは次の点です。

- 1 協同活動の原動力である市民としての責任感の涵養につとめる。
 - 2 協同活動の原則の周知をはかる。
 - 3 各方面の婦人の間で正しい協同活動——とくに小グループでもできるような協同活動——が行われるよう啓発活動を行う。
 - 4 協同活動の現状、および協同活動の場としての団体、グループ等のあり方について、婦人の間で自主的な検討が行われるよううながす。
- 右の方針にもとづいて、労働省では、ポスター、リーフレットをはじめとする各種資料の作成配布、意識調査、会議、連絡調整活動等を通して運動をすすめます。

四、第十回婦人週間の主旨 (目標の内容)

啓発活動における労働省の観点について、少しくわしくのべておきます。

(一) 協同活動について

一人一人の努力ではなしとげられないことを実現するために、あるいは一人一人が努力するよりもより大きな成果をあげようとして、大勢が協力するということは、私たちの生活の各分野で、意識的、無意識的に広く行われており、また古くから行われているところです。

たとえば、家族や部落等の共同体の生活においては、昔から今日まで成員間の協力は殆ど無意識的に、また必然的に行われており、ある場合は強制的に行われています。また生産の場における組織的な分業も協力を不可避的に要求しますし、さらにひろく、国家の成員として、それぞ

れの持ち場における役わりを果すことも、協力の一つの形といえます。う。あるいは又、大衆の集合する場において、一定の公衆道徳を守ることも、ひろい意味の協力に入りましょう。

しかし右にあげたような当然の、あるいは偶然の協力の例は、ここでいう協同活動とは一線を画し、むしろ「協力の能勢」あるいは「共同生活」としてとらえるべき性格のものと考えられます。

協同活動というときは、より意識的な目的的な活動——生活の自然な営みの経過から一步ふみ出した作爲的な、積極的な行為であり、また強制や情愛に発する協力ではなく、自由な個人の契約にもとづく合理的な動機による協力であり、明確な目的の実現のための行動が意味されましょう。その協力のしかたも単に、時や場所を同じくして一諸に何かを行うということではなく、各人の力を有機的にあわせ行うものであり、多くは一定の組織を形成して行われます。さらにまたそうした活動は個人の全生活や全人格を身分的に統制するもの（たとえば封建社会におけるギルド、組、座のように）ではなく、個人の生活の一部分の任意な活動として行われるものと規定されましょう。もちろん現実的には、すべての協同活動が必ずしもこのような自覚をもつて行われるものではないでしょうが、本来的にはそういう性格のものといえましょう。

このような観点に立つてみると、協同活動は近代市民社会の所産であるということができましよう。個人としては自由権が確立し市民としての連帯責任感が発達し、社会としても結社や信教の自由が保証され、また経済的にも、資本主義が一定の発展段階に到達した社会においてのみ協同活動は活発に行われ得るとみられましよう。

さて、そうした意味に限定して協同活動をみる時、なお、私共の周囲には、さまざまな場で、さまざまな形の協同活動が行われていることを発見します。まず、高度の組織的な活動としては、各種の組織による経済活動があります。これは共通な経済的利益を得るための協同活動を行うもので、1、商工協同組合や農業協同組合のような生産者の組合、2、労働組合や農民組合のような勤労者の組合、3、消費組合のような消費者の組合等がありますが、これらはいずれもある程度の資本主義の発達を前提としています（なおこの際、会社や工場等の経営体は、同じ

く多数の人々の協力による経済活動を行うものですが、その成員間には目的の背反が存在し、またそのむすびつきも非任意的なものですから、協同活動とは区別されます。また同じく高度の協同活動を行うものとして、政治的な結社、すなわち政党があります。政党は明確な政策の実現という目的をもつ人々によって組織されるものであり、近代國家の議會主義政治の発展に伴つて発見されるものであります。また政党という形はとらなくても、特定の政策の実現のためにはたらく、いわゆる圧力団体（プレッシャーグループ）の活動もこの分類に入りましょう。

文化的な分野においても協同活動はいろいろ行われています。学問や芸術をすすめるための活動はもとより、婦人の地位の向上、社会福祉の増進、生活改善等のための活動などもここに数えられましょう。そしてこうした文化的な協同活動を行うものとしては、各種の専門的な文化団体（学会、芸術家の協会、宗教団体等）のほか、婦人団体、青年団体等があり、それも高度の組織をもつものから、小さなグループやサークルなど、多種多様な形をとっています。そうしてこうした文化的な面における協同活動もまた、近代的な社会において繁栄するものであることは周知のことです。またこうして恒常的な組織の形をとらないでも、共通の目的のために一時的に集つて活動するものの中にも協同活動とみることのできるものがしばしばあります。

さてこのように私共の周囲にはいろいろな形で協同活動が見られますが、この協同活動は、本来社会の進歩発展のための建設的な役わりを、必ずしもつねに果すものではありません。利己的な目標や、反社会的な目標のための協同活動もあり得ます。そしてその場合も一人で行うよりも大きな結果を生むこととなります。

そこで私たちが、今回の婦人週間の目標とし、婦人がそれによつて世の中の役に立とうとする協同活動は、当然に、こうした反社会的な協同活動は除外しますし、さらに一步をすすめて、社会的良心にもとづいた活動を強調したいと考えます。すなわち個人的な利益の追求のためのみの協同の活動ではなく、社会の善のための活動です。家庭の機能を高め、地域社会の幸福を増進し、社会をあかろくするための活動です。

また、その協同活動は、民主的ルールにもとづいたものでありたいと考

えます。すなわち、組織を運営する上での民主的な規則を守ることはもちろん、さらに根本的に、個人の自主性の確立、各人の人権の尊重、成員の自由と平等など、民主社会の基本的な条件が前提となるべきものであつて、かりそめにも独裁が行われたり、個人の自由が束縛されたり、数の暴力で少数者が圧迫されるようなことがあつてはならないのです。

このように社会的良心と、民主的ルールに支えられて行われる協同活動が、具体的なプログラムの企画とその上手な実践を伴うとき、正しい協同活動として、大きな成果を生むことができましよう。

(二) 日本社会における協同活動

一般に日本の社会においては、前にのべたような意味での協同活動の発達はあたらしいことです。

すなわち、市民社会としての成立の歴史があたらしいために「独立の主体者たる個人が明確な目的のために自主的に力をあわせる」行動としての協同活動の発達も遅れ、日本が近代国家として出発した明治時代に入つてはじめてその発生をみたのであり、国民のかなり広い層にわたつてそれがみられるようになったのは、主として今次大戦の後のことといえます。

つきに歴史的な発展の過程を少しくわしくみてみましょう。

明治以前の封建時代にも一見、協同活動の母体とみらるような組織はあつたのですが、その多くは——たとえば五人組などのように——身分的なものであり、また強制的な連帯責任をもつて相互に監視するという色彩の強いもので、市民的结合からは遠いものでした。明治時代に入つてから、このような共同体的なものでなく、個人の任意な参加による政党や労働組合や、あるいは婦人団体などが生れて、市民的自由にもとづく協同活動を展開するようになりました。しかし明治維新の改革は必ずしも市民社会としての成熟を意味するものではなく、経済機構や政治機構、とくに国民の意識の面に前近代的なものを温存していましたので、協同活動にもおのずから限界がありました。すなわち一般に前時代からの強固な家族主義的体制の中に埋没して、個人の主体性が発達せず、同時に新たにおこつた個人主義思想もいたずらに利己主義と結びつくことが多いという時代思潮のもとに市民としての連帯責任感の発達はきわめ

て不十分でしたから、協同活動への関心は、当然国民の広い階層からは期待できなかったのです。一方、世界史への参加のおくれをとりもどす必要から、政府は民間の経済活動、文化活動等に援助をする政策をとりましたが、それがともすれば、協同活動の自主性を阻害し、いわゆる「官僚哺育」的性格を育成する結果を生みました。反面、政治的分野における協同活動に対しては、しばしば弾圧が加えられておりました。明治の末期から大正にかけての国の経済の発展、教育の普及、民主主義思潮の興隆などは、各分野で自主的な協同活動を刺激しましたが、それも昭和に入つて国の戦時体制がすすめられるにつれて、統制が加えられるようになり、組織は解散させられたり、統制機関に切りかえられたりして、戦争を迎え、終戦をむかえたのでした。そして戦後の民主的気運の中に、ようやく協同活動は、社会の進歩のための有用な機能として歓迎され、ひろく国民各層の関心事となり、未曾有の発展を見せて今日に至つています。

さて婦人の場合は、とくに協同活動の歴史はあたらしいものとなります。明治以来先覚的な婦人たちの間には、婦人の地位向上のためや社会福祉のためなどの協同活動が行われていましたが、何といつても戦前には法律的にも多くの制約をうけておりまた生活感情の上でも、その関心が個々の家庭内に制限されることが多かつたので、協同活動への参加は一部の特殊な人々に限られていました。一般婦人の協同活動への参加は、主として、男女平等の法制上の地位がみとめられ、婦人の教育の機会や経済活動の機会が拡大した戦後の現象とみられます。戦後十年余の短期間の間に婦人団体の活動をはじめ各種の協同活動に参加する婦人の数は急速に増加し、婦人解放の気運と相まつて、多くの足跡をのこしていることは、日本の婦人の歴史の上に特筆すべきことといえましよう。しかし「正しい協同活動」という観点からみると、なおいろいろの問題点が発見されます。

まず、現在でも根強く社会に残つてゐる家族主義的あるいは全体主義的な原理のために、自由な協同活動がまたげられてゐる場合が少なくありません。婦人が家庭の外の生活に個人として参加することに対して、家族や世間から制約をうけたり、反対に部落単位の活動に強制的に加入さ

せられたりする例がかなり多いようですし、活動組織の内部にも成員間の人間関係に身分的な秩序があつて、役員の専断や強制、一般成員の無批判な盲従などがみられるなど、古い共同体的な性格がみられる場合も少なくないようです。また協同活動への参加の歴史の浅いことから、必要な知識や技術を十分にもたず、そのため活動の運営がうまく行われないということもしばしばみられます。また、とかく自主的な協同意識が熱さないうちに、外部からの指導や勸奨あるいは圧力によつて組織の結成が急がれ、内容の伴わない形ばかりの組織が生まれるという現象や、外部の援助に対する依頓性が強く、組織としての主体性が稀薄であるという傾向が、今なお強くみられます。

あるいはまた、協同活動の目標や運動方針が、ややもすれば、観念的な、スローガンのものとなつて、地道な具体的実践を伴わないということも、問題点としてあげられましよう。

このように婦人の間における協同活動には、いわば前近代的な性格が残つており、それが協同活動の正しい成長を妨げているとみられますが、これは婦人の場合に限らず、他の一般の協同活動にも共通する根の深い問題であり、その解決には、日本社会全体の民主的な発達が一層すすめられることが必要でありましよう。

しかし、同時にそうした民主的な発達をすすめる力として、婦人の協同活動は大きな役わりを持つているといえます。現に、自主的な協同精神から出発して、着実な努力を続けている大小さまざまな婦人のグループによる活動、男子もまじえた活動、グループ同士の横のつながりによる高度の活動などによつて、婦人たちが、日本の社会を明るくするための積極的な役わりを果している例は数多くみられます。その場合、婦人は協同活動への参加の歴史が新しいだけに、かえつて意欲が旺盛であり、考えが純粹であるという見方もできましよう。

こうした正しい協同活動をそだて、それを通して婦人がそのもつ力を、社会の進歩発展のために役立てよう、というのが、本週間の目標とするところです。

(三) 正しい協同活動を育てるために

正しい協同活動を育てるために、労働省としては次の諸点に重点をお

いて運動をすすめます。

1、市民としての責任感の涵養

現代の複雑な社会においては、お互いの間の共通の利害が多くなり個人や家庭の幸福は、社会の動きによつて大きく左右されますが、その社会をささえているのは個人ですから、社会をよくするための責任はひとりひとりの肩にかかつているわけです。このことを認識して、社会をよくするために、少しでも役に立とうとする気持——すなわち市民としての連帯責任感、社会的良心等が正しい協同活動の原動力となるものですから、まず、市民としての責任感をもつことが基礎的な要件になります。

2、協同活動の原則の周知

協同活動をすすめる場合、欠くことのできない要素として次の三点をあげます。

(1)個人の確立にもとづく自主的な参加

付和雷同や強制によるものでなく、まえにあげた市民としての責任感からひとりひとりが自分たちの生活や社会をよくしようという意欲をもつて、すすんで参加するものでなければなりません。まず出発点が大切です。

(2)役わり意識によるチームワーク

成員には、活動をすすめるためのそれぞれの役わりがあります。ひとりひとりが責任をもつてその役わりを立派に果たすとともに、協同活動の成果をあげるためには、お互いが機能的なつながりをもつて助けあひ一つになつてすすむことが必要です。特定のメンバーだけが動いているようでは発展はのぞけません。それとともに、活動をすすめるための役わりと、個人的な立場とを混同することのないよう、すなわち成員の間の人間関係が身分的なものにならないよう、個人としてはあくまでも水平的な人間関係を保つことも大切な要件です。

また、各人が十分に役わりを果たすためには、企画性、事務的能力などとともに、運営上の民主的な手続きについての技術の習得も要請されます。

(3)具体的なプログラムの実践

明確な問題の把握とそれにもとづく目標の設定、目標を達成するための具体的活動、着々と計画的に実行することが大切です。組織はつくつたが何をしてよいかわからないというのでは全く意味がありません。

3、小グループでもできるような協同活動の促進

協同活動という言葉は、何か高遠な大きな運動を意味するように受けとられがちですが、決してそのようなものとは限りません。現在婦人の間でおこなわれている協同活動にも、さまざまの段階のものがみられ、その中では、誰もが直面しているような身近な問題の解決のために、四・五人の小さなグループで成果をあげている例もあります。それは誰にでもできる性質のものであり、また非常に大切なことです。こうした自主的な小さなグループの活動が活発におこなわれることは、同時に、日本の協同活動の民主化を積極的にすすめることにも役立ちましょう。

まず、身近かな生活につながる問題の把握と、その解決のための活動がおこなわれることがぞ望まれます。とくに、この週間に、それぞれの地域の実情に応じた具体的な活動が、婦人の間に実際にはじめられることが期待されます。

4、協同活動の問題点の検討

現在、いろいろの団体、グループ、小さな集まりなどは、どのように協同活動をすすめているでしょうか。参加のしかた、協力の方法、プログラムの内容などについて何か問題はないでしょうか。個人や団体の主体性は保たれているでしょうか。今後の活動をより有意義なものにするために、現在直面しているいろいろの問題点について、婦人の間で自主的な反省、分析研究等が行われるようすすめます。



付 (一)

協同活動のためのプログラムの参考例

現在各方面で行われている協同活動の事例としてつぎのようなものがあげられましょう。

一、家庭の機能の強化に関するもの

○生活技術の向上

家計・衣・食・住に関する研究と技術の交換など

○家事労働の軽減

炊事・託児などの協同化

ガス・水道等を敷設するための活動など

○保健衛生面の改善

塵芥処理

蚊・蠅などの害虫駆除

集団検診・検便

食品衛生の改善など

○人間関係の近代化

嫁・姑問題の解決のための活動など

二、経済生活の安定に関するもの

物価値下げ運動

農業の協同化（耕作、収獲、出荷など）

内職の協同化

物資の共同購入・販売など

三、政治の醇化、文化の向上に関するもの

棄権防止のための活動

公明選挙運動

政治教育

よい立法の実現のための運動

地域の人々に音楽・演劇・スポーツ等を提供するための活動

図書館の建設運動など。

四、社会福祉の増進に関するもの

売春防止活動（純潔教育、環境浄化、転落防止、更生への援助など）

青少年対策（不良化防止、働く年少者や不具の少年達の慰安・援助奨学資金などのための活動）

老人の保護（敬老会の開催、老人ホームの建設のための活動など）
働く母親に対する援助（子供の世話、託児所建設のための運動など）。

付 (11)

第十回 婦人週間実施要綱

一、趣 旨

婦人の地位の向上をはかるためには、婦人自身および社会一般が不断の努力を重ねるとともに、一定期間を設けて強力な運動を展開することが必要と考えられます。このため昭和二十四年以来、例年わが国婦人の最初の参政権行使の期日である四月十日に始まる一週間を婦人週間として全国的に婦人の地位向上のための行事を行ってきましたが、今年は左の目標のもとに第十回婦人週間を開催し、広く各層に呼びかけて婦人自身の自覚をうながすとともに、社会一般の認識を深めようとするものです。

二、目 標

婦人の力を役立たせる

「正しい協同活動をとおして」

婦人の地位の向上のためには、婦人が近代的な意識と高い能力を身につけると同時に、そのもつている力を実際に役立たせることが必要です。この場合、個人々々が努力することが重要であることはいうまでもありませんが、個々の力をあわせてする活動はさらに大きな意義があるといえましょう。

そこで今回はこの「協同活動」の重要性を強調し、それが正しくおこな

われるようになります。すなわち、個人の自主的な意欲による参加と、それぞれの役わりを自覚したうえでの協力、さらに具体的な活動内容の実践をともなつた協同の働きが各分野で活発におこなわれ、それをおして婦人が社会の進歩発展に貢献することを期待するものです。

三、スローガン 育てましょう 正しい協同活動を

四、期 間 昭和三十三年四月十日（木）——十六日（水）

五、主 唱 労働省

六、協力を依頼する機関

関係官公庁 婦人団体 労働団体

青年団体 国際機関 社会福祉団体

文化団体 経営者団体 報道機関

その他

七、実施事項

(一) 主唱機関では次のことを行う

1 第六回全国婦人会議（日本放送協会共催）

2 地方婦人会議

3 大会その他地方の実情に応じた行事

4 資料の作成配布

5 機関紙（誌）による周知徹底

6 報道機関による広報活動

7 その他

(二) 協力機関ではそれぞれの機能に応じてこの週間の目的にそつた事業を自主的に行う

スローガン等も独自に設けられる

八、経 費

(一) 主唱機関が行う事業の経費は主唱機関が負担する

(二) 協力機関が行う事業の経費は各機関が負担する

前回までの目標及びスローガン

年次	目 標	スローガン
第一回 (二四年)	1 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	もつと高めま しょう 私達の力を 私達の地位を 私達の自覚を
第二回 (二五年)	1 家庭から封建性をなくしましょう 2 わたくしたちの権利と義務を知りましょ よう	目標と全じ
第三回 (二六年)	1 婦人の市民としての意識を高める 2 婦人の市民活動を促進する	社会のためにや くだつ婦人とな りましょう
第四回 (二七年)	婦人の地位の再認識とその向上	よりよい社会を つくるため権利 と義務をいかし ましょう
第五回 (二八年)	婦人の自主性の確立	のばしましょう 自分で考え 行動する力
第六回 (二九年)	婦人の実力の滋養	婦人の実力をそ だてましょう — 家庭や社会の経 済生活において —
第七回 (三〇年)	社会人としての婦人の実力の滋養 — 個人関係、地域社会、職場等において また世論形成者として —	よりよい社会を つくる力になり ましょう
第八回 (三一年)	婦人の力を役立たせる	みんなで日本の 家庭を明るく まず話しあいま しょう あかる い人間関係をつ くるために
第九回 (三二年)	婦人の力を役立たせる	

付(四)

第六回 全国婦人会議開催要領

一、趣 旨 婦人週間の目標を広く一般に浸透させるとともに婦人の自覚と自主的な活動意欲を高めるために第十回婦人週間の行事として広く全国各層より公募した会議員による全国婦人会議を開催する。

二、名 称 全国婦人会議

—— 正しい協同活動を育てるために ——

三、主 催 労働省 日本放送協会

四、期 日 昭和三十三年四月十三日(日) 十四日(月) 十五日(火)

五、開催場所 東京(産経会館 NHKホール)

六、会議の構成 会議は部会、全体会議及び総会によつて構成され、全国より公募した会議員六十名及び助言者数名によつて討議がなされる。

七、討議の内容 各分野において行われている協同活動の現状について検討を行い、正しい協同活動をすすめるためにはどうしたらよいかを討議する。

八、会議員の選定 全国より希望者を公募し、中央に選考委員会を設けて書類審査により各府県より一名以上を選定する。

応募者は満二十才以上の者とし、数名のものと話しあつて作成した所感文に略歴を添えて婦人少年室又はNHKあて送付する。

応募締切は二月末日とし、決定は三月下旬とする。

九、その他

- (1) 会議開催費並に会議員の旅費及び滞在費は主催者の負担とする。
- (2) 会議は一般公開とする。

